

第2回 定例農業委員会総会議事録（第26期）

1 日 時 令和8年8月25日（火）9時00分～9時30分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①石原 岩雄 ②久保 秀幸 ③白濱 和利 ④園田 勇一
⑤牛堀 佐喜子 ⑥高原 熊夫 ⑧矢樋 学 ⑨樫八重 玲子
⑩尻無濱 俊幸 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○野崎 正信 ○馬場 弥生 ○小田 新一 ○牧内 健志
○山口 幸春 ○若松 茂樹 ○白肌 正

4 欠席委員

⑦中野 和徳

5 議事日程

諮問第10号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第33号 非農地判断について
議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条に基づく許可の取消しについて
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第37号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 査	藤山 泰彦
	中間管理機構事業推進業務員	梶尾 末義
	中間管理機構事業推進業務員	山元 正彦
	中間管理機構事業事務業務員	橋口 茜
○農政林務課	主 事	奥 裕太

議長 （田嶋 輝男）

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は 11 名であります。
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立しているこ
とを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 2 回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 1、議事録署名委員の指名であります、議長において、3 番 白濱 和
利 委員、4 番 園田 勇一 委員を指名いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、第 2 回定例農業委員会総会は、本日の 1 日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成
しましたので、御了承願います。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 3、諸報告であります、8 月 3 日に市内事業所の合同会社グッドフィー
ルド、及び出水市で開催されました北薩地域農業を語る会に私と〇〇委員が出席い
たしました。

次に、8 月 12 日に阿久根市役所で開催されました農政推進会議に私と〇〇委員、
〇〇委員、〇〇委員が出席いたしました。

また、同日、阿久根市役所で開催されました農業再生協議会に私と〇〇委員が出
席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 4、諮問第 10 号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とい
たします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 （奥 裕太）

諮問第 10 号 農業経営改善計画の認定に係る意見について説明いたします。

今回、更新7件の農業経営改善計画の認定申請があり、第三者機関意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

また、去る8月17日に関係機関・団体により農業経営改善計画について審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、露地野菜を中心とした経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、『主力の馬鈴薯を中心に生産拡大を図り、早春作を組み入れる事で労力分散を借る。なお、定期的に土壌分析を実施し、適正施肥と土づくりを実施し、反収向上に努める。』となっています。

農業機械等につきましては、ハンマーナイフを1個増加する計画となっております。

2ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、肉用牛の単一経営となっています。

生産方式の合理化については、『飼料費等が高騰し、経営の大きな負担となっており、栄養価の高い飼料を選定し、配合や給与方法を見直し、飼料変換効率を向上させる。また、制度資金等を活用し、牛舎及び堆肥舎の増築の検討を進める。』となっています。

3ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇〇 有限会社」です。

営農類型は、果樹類の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、『自社農園を拡大し、事業等を活用し、老木が多い為、新植を進める。今後は作業効率を向上させる為に農園の整備も行う。』となっています。

農業用機械等については、動噴1台を増加する計画となっています。

4ページを御覧ください。

申請者は、「有限会社 〇〇〇」です。

営農類型は、果樹類の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、『老木が多いことから改植を進めてきたが、現在幼木で収量が低いため、指導機関及び果樹農家の指導・助言も受けながら品質・増収対策に努める。』となっております。

農業用機械等については、スピードスプレーヤー、チップパー、動力噴霧器を各1台増加する計画となっています。

5ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇〇 株式会社」です。

営農類型は、果樹類の単一経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、『現在、借地で温州みかんと紅甘夏の生産を行っており、生産の合理化の為に、目標年度までに制度資金等を活用して

農業用機械の導入を進める。』となっています。

農業機械については、スピードスプレーヤーを 1 台増加する計画となっております。

6 ページを御覧ください。

申請者は、「〇〇 〇〇」さんです。

営農類型は、稲作と露地野菜の複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、『近年鳥獣被害が多く、生産が不安になっているため、鳥獣被害対策を進める。』となっています。

7 ページを御覧ください。

申請者は、「株式会社 〇〇〇」です。

営農類型は、花卉とその他作物の複合経営となっています。

生産方式の合理化に関する事項については、『現在、ひさかきを主体に生産している。作業効率の高い圃場を造成し、本圃を植栽する事によって相互に収益性向上を目指す。』となっております。

農業機械については、しいたけ乾燥機、草刈粉碎機、自走式ラジコン動噴を各 1 台ずつ増加する計画となっております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （〇〇 〇〇）

7 ページの「株式会社 〇〇〇」についてであります。

年間農業従事日数は、「〇〇」さんが 25 日、「〇〇」さんが 200 日となっておりますが、「〇〇」さんが 1 人で営農をされている状況なのでしょうか。

農政林務課 （奥 裕太）

農業経営につきましては、「〇〇」さんが中心となり、表の下の方にありますように、臨時雇用を雇って営農を行っている状況にあります。

委員 （〇〇 〇〇）

分かりました。

議長 （田嶋 輝男）

他に御質問はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

御異議なしと認めます。

よって、諮問第 10 号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 5、議案第 33 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (藤山 泰彦)

議案第 33 号 非農地判断について説明いたします。

初めに、今月の非農地証明願から説明いたします。

議案書は 4 ページになります。

今月の申請件数は 2 件であり、農用地区域外の畑 4 筆で 554.58 m²になります。

整理番号 1 の転用地については、転用後 20 年以上経過しており、非農地であることを確認しました。

整理番号 2 の申請地については、原野状態であり、非農地であることを確認しました。

以上の確認については、令和 8 年 8 月 10 日に担当の農業委員 2 名と事務局で行いました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判定した農地について御説明します。

議案書は、5 ページから 10 ページになります。

農用地区域内の田が 16 筆の 12,186 m²、畑が 38 筆の 24,073 m²で合計が 54 筆の 36,259 m²、農用地区域外の田が 21 筆の 9,175 m²、畑が 76 筆の 38,026 m²で合計が 97 筆の 47,201 m²となり、再生利用が困難と判定した農地全体の合計は 151 筆の 83,460 m²になります。

確認につきましては、令和 8 年 8 月 7 日及び 12 日に農業委員 3 名と事務局で行いました。

いずれも雑木、灌木等が繁茂しており、山林、原野状態であることを確認し、農地として再生利用が困難であると判定したことから、非農地と判断しました。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判定した農地の合計は 155 筆の 84,014.58 m²になります

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農用地区域内までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。
以上で説明を終わります。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
御異議なしと認めます。
よって、議案第 33 号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）
日程第 6、議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）
それでは、議案第 34 号について御説明いたします。
今月の農地法第 3 条の申請は、贈与による所有権移転が 2 件であります。
整理番号 1 について説明します。
地図につきましては、別添資料 1 ページになります。
申請地は、波留〇〇番の畑、面積は 205 m²であります。
譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんであります。
今回、譲受人が新たに農業を行うために受贈するものであります。
取得後は、露地野菜を耕作する計画であることを営農計画書で確認しました。
整理番号 2 について説明します。
地図につきましては、本日お配りした資料を御覧ください。
申請地は、脇本〇〇番の畑、面積は 189 m²であります。
譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんになります。

今回、譲受人が事業拡大を行うために受贈するものであります。

譲受人につきましては、本市の認定農業者であり、取得後、紅甘夏を耕作する計画であります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

3 番、「白濱 和利」委員

委員 （白濱 和利）

議案第 34 号に係る調査は、8 月 10 日に 1 番委員と私、並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号 1 についての報告です。

申請人については、新たに農地を取得し、露地野菜を栽培することを営農計画書で確認しました。

家庭菜園として農業に取り組むことから、調査結果は許可相当であります。

整理番号 2 についての報告です。

申請人につきましては、本市の認定農業者であり、許可要件を全て満たしております。

調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 （田嶋 輝男）

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 7、議案第 35 号 農地法第 5 条に基づく許可の取消しについてと日程第 8、議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については関連がございますので、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 （藤山 泰彦）

議案第 35 号と議案第 36 号について、一括して御説明いたします。

初めに、議案第 35 号、農地法第 5 条に基づく許可の取消しについてであります。

議案書は 14 ページ、地図は 2 ページと 3 ページを御覧ください。

本件は、先月の総会で審議していただいた観光施設への転用を目的とする協本〇〇番、他 2 筆の農地法第 5 条の規定による許可の取消しについてであります。

対象地である観光施設は、平成 27 年から〇〇〇に賃貸借されていたことが判明したことから、〇〇〇と協議を行い、改めて追認による 5 条申請を行うこととし、申請人の申出により、許可を取り消そうとするものになります。

次に、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてであります。

議案書は 16 ページを御覧ください。

申請内容は、前回と同様となりますが、始末書を付して、追認による観光施設への転用を目的とする売買による所有権移転の設定になります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 35 号、農地法第 5 条に基づく許可の取消しについて、許可を取り消すことに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

次に、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてであります、調査員の報告は、先月の総会で報告がありましたので、省略いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

日程第 9、議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

ただし、3 名の委員の議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。

初めに「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

それでは、議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明させていただきます。

今回の計画（案）は、令和 8 年 11 月 1 日貸付開始分の利用権設定 37 件に係るものであり、今後、鹿児島県地域振興公社へ提出しようとするものであります。

初めに、議案書の 19 ページ、1 番から 3 番を御覧ください。

借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さん他 2 名の畑 3 筆を年間 10 アール当たり 5,000 円で 5 年間の賃借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇　〇〇」委員の着席を認めます。

議長　（田嶋　輝男）

次に「〇〇　〇〇」委員は、退席を願います。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明を求めます。

事務局　（山元　正彦）

次に、12 番及び 13 番を御覧ください。

借人が「〇〇　〇〇」さん、貸人「〇〇　〇〇」さんの畑 2 筆を 10 年間の使用貸借権設定になります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長　（田嶋　輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長　（田嶋　輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
御異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。
「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）
次に「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）
次に、議案書の 20 ページ、20 番を御覧ください。
借人が「〇〇 〇〇」さん、貸人「〇〇 〇〇」さんの畑 1 筆を年間、粃 32 キロ
グラムで 10 年間の賃借権設定になります。
御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議あ
りませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）
御異議なしと認めます。
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。
「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 （田嶋 輝男）
最後に、議事参与分以外を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 （山元 正彦）

議案書の 18 ページにお戻りください。

利用権の設定について、総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和 8 年 11 月 1 日貸付開始分の申請であり、農地 37 筆、面積 35,917 m²の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5 年間が 24 筆の 26,773 m²、10 年間が 13 筆の 9,144 m²となっております。

また、地目別では、田が 13 筆の 8,338 m²、畑が 24 筆の 27,579 m²となっております。

利用権を設定する 37 件の内訳につきましては、議案書の 19 ページから 21 ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

議長 （田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

御異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 （田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第 2 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時30分

議事録署名日 令和 8 年 9 月 25 日

農 業 委 員 会 会 長 -----田 嶋 輝 男-----

議 事 録 署 名 人 -----白 濱 和 利-----

議 事 録 署 名 人 -----園 田 勇 一-----

書 記 -----下 脇 一 博-----